

資料2 「清須市行財政改革推進プラン（清須市第4次行政改革大綱）中間見直し版」（P.13～P.37）

見直し前（現行）

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化

取組 1	AI を活用した総合案内サービスの導入 新規	担当課：人事秘書課
------	---------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、行政手続きや市の事業に関する市民からの問い合わせに対して、現状は職員が電話や電子メールなどにより対応していますが、最近では新たな技術を活用して、スマートフォンなどからホームページ上に掲載するサイトにアクセスし、文字入力による質問を行うことで、AI が対話形式で文面による自動回答を行うツール（AI 総合案内サービス）が開発されています。
- 愛知県では、業務改革を推進する上で必要となる AI ・ロボティクスを活用したシステムについて、低コストで効率的に導入、利用することを目的に、県内全市町村が参加する「あいち AI ・ロボティクス連携共同研究会」を 2019（平成 31）年に設置し、AI 総合案内サービスを共同利用するための準備を進めています。
- 本市においても、愛知県で共同利用を開始するタイミングにあわせて、市民がいつでも気軽に情報案内が受けられる環境を整備するとともに、職員の対応業務の省力化を図るため、AI 総合案内サービスの導入を進める必要があります。

2 取組内容

- 2020（令和 2）年度中の運用開始を目途に、AI 総合案内サービスについて、県内市町村との共同利用による導入を進めます。
- 積極的な周知などによりサービスの利用促進を図るとともに、運用時における問題の把握に努め、サービスの充実・改善を図ります。

3 取組の工程

年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ AI 総合案内サービスの導入に向けた課題整理・準備等 ■ 導入 	<ul style="list-style-type: none"> （サービスの利用促進や充実・改善） 	→



見直し後

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化

取組 1	AI を活用した総合案内サービスの導入	担当課：人事秘書課
------	---------------------	-----------

1 現状と課題

- 市民がいつでも行政手続きや市の事業に関する問い合わせができる環境を整備するとともに、職員の対応業務の省力化を図るため、AI 総合案内サービスを、愛知県において共同利用が開始された令和 2 年 11 月に本市でも導入しました。
- AI 総合案内サービスを導入した結果、市役所の時間外を含めた、24 時間・365 日、市民からの問い合わせに対応することができています。
- しかし、AI 総合案内サービスへのアクセス数は、導入当初と比較して 3 割程度減少しているため、積極的な周知や、応答精度の向上が課題となっています。

2 取組内容

- 市ホームページのリニューアルに併せて、AI 総合案内サービスへのアクセスが容易にできるよう、固定バナーからページスクロールに追従する「フローティングバナー」に切り替え、ホームページ閲覧者への積極的な周知を図ります。
- AI 総合案内サービスの応答精度の向上を図るため、他団体で登録している質問・回答を調査研究し、市にとって必要な情報を追加登録することで、サービスの充実・改善を図ります。

3 取組の工程

年度	2022（令和 4）年度まで	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ AI 総合案内サービスの導入（2020（令和 2）年 11 月） 	（適切な運用）	→
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市ホームページ上の周知を強化（2022（令和 4）年度） 	（継続実施）	→
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 他団体の調査研究 	→

見直し前（現行）

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化

取組 2 AI を活用した保育所入所選考事務の最適化 新規	担当課：子育て支援課
----------------------------------	------------

1 現状と課題

- 本市では、保育所の入所選考にあたっては、申請者の優先順位や希望などの様々な条件を踏まえて職員が調整を行っていますが、条件が複雑かつ多岐にわたるために時間がかかり、選考結果の通知が遅くなるなどの課題があります。
- こうした中、最近では多くの市町村で、独自に設定した割り当てルールを学習したAIが最適な選考パターンを瞬時に導き出す保育所入所AI選考システムの導入が進められています。
- 本市においても、更なる市民サービスの充実を図るため、保育所入所AI選考システムの導入により事務を省力化し、市民のニーズに適切に対応した保育所入所選考の実施に努める必要があります。
- また、本プランの取組 12「RPA・AI-OCRを活用した業務の効率化」では、2020（令和2）年度を目途にRPA（9ページ、※3）とAI-OCR（9ページ、※4）を導入することとしており、保育所入所AI選考システム使用時においても、それらをあわせて活用することで、更なる効率化を進める必要があります。

2 取組内容

- 2020（令和2）年度中を目途に、保育所入所AI選考システムを導入し、より市民のニーズに対応した保育所入所選考を実施するとともに、RPA・AI-OCRの活用とあわせて、選考結果を通知するまでの期間の短縮を図ります。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■保育所入所AI選考システムの導入に向けた課題整理・準備等 ■導入 	<ul style="list-style-type: none"> （適切な運用） ■申請から通知までの期間の短縮 	



見直し後

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化

取組 2 AI を活用した保育所入所選考事務の最適化	担当課：子育て支援課
----------------------------	------------

1 現状と課題

- 本市における保育所の入所選考にあたっては、申請者の優先順位や希望などの様々な条件を踏まえて調整を行っており、条件が複雑かつ多岐にわたり、人的作業では時間を要していたため、選考期間の短縮及び事務の省力化を目的に、保育所入所AI選考システム（以下「選考システム」という。）を令和2年度に導入しました。導入の結果、選考事務の省力化を進めながら、市民のニーズに適切に対応した保育所入所選考が実現しています。
- 選考事務については、選考システムにより選考期間の短縮及び事務の省力化できているが、選考システムを活用するために必要な入所申込者の情報を整理したリスト等の作成に時間を要しています。
- リスト等の作成においては、AI-OCR（9ページ、※4）の活用により事務の省力化及び時間の短縮を図ることが本来可能ですが、AI-OCRの読取を行う書類である入所申込書等のレイアウトが現状、読取に適しておらず、活用できていません。
- 更なる選考期間の短縮及び事務の省力化を図るため、AI-OCRの活用に伴う入所申込書等のレイアウトの変更を検討する必要があります。

2 取組内容

- 選考システムを適切に運用し、保育所入所選考期間の短縮及び事務の省力化を図ります。
- 更なる選考期間の短縮及び事務の省力化を図るため、AI-OCRの活用に伴う入所申込書等のレイアウトの変更を検討します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■選考システムの導入（2020（令和2）年度） ■選考システムの適切な運用（毎年度） ■申請から通知までの期間の短縮（2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ■AI-OCRの活用に伴う入所申込書等のレイアウトの変更の検討 	

見直し前（現行）			
改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実		
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化		
取組 3 マイナンバーカードの取得促進		担当課：全庁（市民課）	
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ■国の「経済財政運営と改革の基本方針 2019」では、2022（令和4）年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定して、マイナンバーカードの普及を強力に推進することを目指していますが、2020（令和2）年2月末時点の清須市におけるマイナンバーカードの交付率は12.1%と低くなっています。 ■本市では、2020（令和2）年2月からマイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付を開始し、国においても、2021（令和3）年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるよう準備を進めるなど、国、市ともにマイナンバーカードを取得するメリットの拡大に取り組んでいます。 ■市民サービスのスマート化を一層推進するためにも、マイナンバーカードの利便性をより多くの市民に実感してもらいながら、マイナンバーカードの取得を促進する必要があります。 			
2 取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■マイナンバーカードを利用したサービスやその利便性などについて、周知を図ります。 ■休日や平日の業務時間外にも交付窓口を設けるなど、マイナンバーカードの取得機会の拡大を図ります。 ■市民のマイナンバーカードの取得状況等を踏まえて、マイナンバーカードを利用したワンストップサービスなど、マイナンバーカードの新たな活用策を検討します。 			
3 取組の工程			
年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■マイナンバーカードを利用したサービス等の周知		→
	■マイナンバーカードの取得機会の拡大		→
	■マイナンバーカードの新たな活用策の検討	※検討結果を踏まえて、実施の是非等を判断	



見直し後			
改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実		
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化		
取組 3 マイナンバーカードの取得促進		担当課：全庁（市民課）	
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ■マイナンバーカードの普及を強力に推進することを目指し、交付に取り組んでおり、2022（令和4）年10月末時点の清須市におけるマイナンバーカードの交付率は51.0%、申請率は63.5%となっています。 ■2021（令和3）年10月からマイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用が開始されており、今後は運転免許証との一体化やマイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンに搭載する等、マイナンバーカードの利用場面が拡大されていくため、取得者数の増加が見込まれます。 ■マイナンバーカードの取得促進のため、休日の交付窓口開設や、公共施設や市内大型スーパーでの出張窓口の開設など、取得機会の拡大を図っています。 ■また、市民サービスのスマート化を推進するためにも、マイナンバーカード一枚で、様々な行政サービスが受けられる仕組みを作り、利便性を実感してもらう必要があります。 			
2 取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■マイナンバーカードを利用したサービスやその利便性などについて、周知を図ります。 ■休日に交付窓口を設けるなど、マイナンバーカードの取得機会の拡大を図ります。 ■マイナンバーカードを利用したワンストップサービスなど、マイナンバーカードの新たな活用策を検討します。 			
3 取組の工程			
年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■マイナンバーカードを利用したサービス等の周知（毎年度）		→
	■マイナンバーカードの取得機会の拡大（毎年度）		→
	■マイナンバーカードの新たな活用策の検討（毎年度）		→

見直し前（現行）			
改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実		
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化		
取組 4 清須市LINE公式アカウントの開設 新規		担当課：人事秘書課	
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ■本市では、これまでも広報紙やホームページ、ツイッターなど様々な媒体を積極的に活用しながら、情報発信に取り組んできました。 ■ホームページでは、2014（平成26）年にリニューアルを行ったこともあり、2018（平成30）年度にはリニューアル前と比較して、アクセス件数は5倍以上となっています。 ■広報紙やホームページなどについては、これまで見やすさや利用のしやすさの改善に努めてきたところですが、今後はニーズの変化に対応した新たな情報発信媒体の導入を進めるとともに、更なる市民サービスの充実やスマート化に向けて、従来のような行政側からの情報発信のみに留まらない運用を検討する必要があります。 			
2 取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■2020（令和2）年度中に、他市町村での導入実績を参考にして、清須市LINE公式アカウント（以下「市公式LINE」という。）を開設し、行政情報の発信を始めるとともに、積極的な周知等により登録者数の増加を図ります。 ■市公式LINEを活用して、道路損傷箇所等に係る情報を市民から収集する取組を始めるとともに、利用状況等を踏まえながら、今後の運用についても検討を進めます。 			
3 取組の工程			
年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■開設・情報発信	（サービスの利用促進 や充実・改善）	→
	■市公式LINEを活用した道路損傷箇所等に係る情報収集の実施		■今後の運用等の検討



見直し後			
改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実		
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化		
取組 4 清須市LINE公式アカウントの開設		担当課：人事秘書課	
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ■令和2年4月から、清須市LINE公式アカウント（以下「市公式LINE」という。）を開設し、広報紙、ホームページ及びツイッターと併せて、市の様々な情報を積極的に発信しています。 ■また、令和4年10月に、市ホームページのリニューアルを実施し、スマートフォンに対応した仕様に変更するとともに、情報発信の強化を図るため、市公式Instagramの開設やYouTubeを用いた動画による情報発信を開始しました。 ■市公式LINEの情報発信以外の運用としましては、ユーザーが道路及び公園の不具合を発見した場合に、写真や位置情報をチャット機能で情報提供してもらう「スマレポきよす」があります。 ■現在、市公式LINEへの登録者数は、6,616人（令和4年11月1日現在）であり、人口の1割程度となっており、登録者数の増加に向け、配信方法等の検討を行う必要があります。 			
2 取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■他団体では、ユーザーが必要とする情報のみを発信する「セグメント配信」を導入する団体が増えてきたため、調査研究を行います。 ■市公式LINEの登録者数の増加を図るため、広報紙及び公共施設へのポスター掲示に加え、他団体の周知方法の調査研究に努めます。 			
3 取組の工程			
年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■市LINE公式アカウントを開設（2020（令和2）年4月） ■市公式Instagramを開設・YouTubeを用いた情報発信を開始（2022（令和4）年10月） 	(適切な運用)	→
		(適切な運用)	→
		■他団体の調査研究	→

見直し前（現行）			
改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実		
重点改革項目 2	民間活力の有効活用		
取組 5 指定管理者制度の拡充		担当課：公の施設の所管課 (企画政策課)	
1 現状と課題			
<p>■本市では、清洲総合福祉センター、清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）、新川地域文化広場（カルチバ新川）、夢広場はるひ（市立図書館・はるひ美術館・はるひ夢の森公園）で指定管理者制度を導入しています。</p> <p>■公の施設について、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、民間のノウハウを有効に活用して公の施設の管理を行うことにより、より効果的・効率的な運営の実現や、サービスの充実などが見込まれる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を検討する必要があります。</p> <p>■その際には、複数施設の一括指定など、スケールメリットを生かすことで指定管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等による民間事業者の参入機会を増やす取組といった、指定管理者が参入しやすい環境整備も含めて検証するとともに、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理等の業務について部分的に指定管理者制度を導入するなど、幅広い視点から検討を進めることが必要です。</p>			
2 取組内容			
<p>■社会教育施設や観光施設等への指定管理者制度の導入を積極的に検討し、順次、導入施設の拡大を図ります。</p>			
3 取組の工程			
年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	<p>■社会教育施設や観光施設等への指定管理者制度導入の検討</p>	<p>※検討結果を踏まえて、順次導入</p>	→



見直し後			
改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実		
重点改革項目 2	民間活力の有効活用		
取組 5 指定管理者制度の拡充		担当課：公の施設の所管課 (企画政策課)	
1 現状と課題			
<p>■本市では、清洲総合福祉センター、清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）、新川地域文化広場（カルチバ新川）、夢広場はるひ（市立図書館・はるひ美術館・はるひ夢の森公園）で指定管理者制度を導入しています。</p> <p>■公の施設について、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、民間のノウハウを有効に活用して公の施設の管理を行うことにより、より効果的・効率的な運営の実現や、サービスの充実などが見込まれる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を検討する必要があります。</p> <p>■その際には、複数施設の一括指定など、スケールメリットを生かすことで指定管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等による民間事業者の参入機会を増やす取組といった、指定管理者が参入しやすい環境整備も含めて検証するとともに、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理等の業務について部分的に指定管理者制度を導入するなど、幅広い視点から検討を進めることが必要です。</p>			
2 取組内容			
<p>■社会教育施設や観光施設等への指定管理者制度の導入を積極的に検討し、順次、導入施設の拡大を図ります。</p>			
3 取組の工程			
年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	<p>■社会教育施設や観光施設等への指定管理者制度導入の検討（毎年度）</p>	→	→

見直し前（現行）

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 2	民間活力の有効活用

取組 6 公共サービスへの民間事業者の参入促進	担当課：全庁（企画政策課）
-------------------------	---------------

1 現状と課題

- 国の「経済財政運営と改革の基本方針 2019」では、経済・財政一体改革の推進のためのアプローチとして、既存市場や公共サービス分野への多様な参加者の参入促進など、公共サービスのあり方を、制度の持続可能性の確保の観点から見直すとともに、そこに新たな経済活力が生み出されるよう、多様な分野のサービスの担い手、資金、ノウハウ等を新結合し、活性化させていく仕組みを構築することを目指しています。
- 本市においても、行財政改革の取組の中で、民間事業者が運営する認定こども園の積極的な誘致や、保育園を民営化した認定こども園が 2020（令和 2）年 4 月に開園するなど、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図る観点から、公共サービスへの民間事業者の参画を進めてきました。
- 引き続き、市民サービスの充実等の観点から、保育分野をはじめ、特に民間事業者の参画が見込まれる分野については、公共サービスへの民間事業者の参入を促進する必要があります。

2 取組内容

- 保育分野をはじめとする民間事業者の参画が見込まれる分野については、公共サービスへの民間事業者の参入の可能性を検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	■保育分野をはじめとする公共サービスへの民間事業者の参入の可能性の検討		→

見直し後

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 2	民間活力の有効活用

取組 6 公共サービスへの民間事業者の参入促進	担当課：全庁（企画政策課）
-------------------------	---------------

1 現状と課題

- 国の「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用する PPP/PFI を推進することにより、財政健全化とインフラの確保の両立をはじめ、多様な政策ニーズに的確に対応し、適切かつ効果的な支出による経済・財政一体改革につなげていくことを目指しています。
- 本市では、保育園の民営化を進め、2020（令和 2）年 4 月に一場保育園を認定こども園として開園するとともに、民間事業者が運営する認定こども園の積極的な誘致を行い、2021（令和 3）年 4 月に新たな認定こども園を開園する等、保育分野における民間事業者の参入が進んでいます。
- 民間事業者の参入促進について、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図る観点から、参入できる可能性が見込まれる保育分野において引き続き検討する必要があります。

2 取組内容

- 保育分野においては、市で運営している保育園のさらなる民営化を検討します。
- 保育分野をはじめとする民間事業者の参画が見込まれる分野については、公共サービスへの民間事業者の参入の可能性を検討します。

3 取組の工程

年度	2022（令和 4）年度まで	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■一場保育園を民営化し、認定こども園を開園（2020（令和 2）年度） ■新たな認定こども園を誘致し、開園（2021（令和 3）年度） ■保育分野をはじめとする公共サービスへの民間事業者の参入の可能性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■保育園の民営化を検討 （継続実施）	→

見直し前（現行）			
改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実		
重点改革項目 2	民間活力の有効活用		
取組 7 窓口業務への民間委託の導入		担当課：市民課 (窓口業務の所管課)	
1 現状と課題			
<p>■国は、地方における行財政改革を推進する観点から、「市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき、民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務」と整理している住民票の写し等の交付などの 27 業務*について、全国比較が可能な形での委託状況や、委託に係る標準委託仕様書等を公表するなど、窓口業務の民間委託に取り組む市町村数が 2021（令和 3）年度までに倍増することを目指して、取組を強化しています。</p> <p>*住民異動届、住民票の写し等の交付、除票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付、戸籍の附票の除票の写しの交付、戸籍の届出、戸籍謄抄本等の交付、中长期在留者に係る住居地の届出、特別永住許可等に関する受付・交付、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、住居表示証明書の交付、埋葬・火葬許可、納税証明書の交付、国民健康保険関係の受付・交付、後期高齢者医療制度関係の受付・交付、介護保険関係の受付・交付、国民年金関係の受付、児童手当関係の受付、精神障害者保健福祉手帳の交付、身体障害者手帳の交付、療育手帳の交付、妊娠届の受付・母子健康手帳の交付、飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、自動車臨時運行許可、転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小中学校の通知</p> <p>■こうした状況を踏まえて、本市では、民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務について、民間委託を導入するための準備を進めています。また、今後は更なる来庁者へのサービスの充実や業務の効率化を図るため、その他の業務についても、導入の可能性を検討する必要があります。</p>			
2 取組内容			
<p>■2020（令和 2）年 10 月を目途に、民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務のうち、住民票の写し等の交付・戸籍謄抄本等の交付・印鑑登録証明書の交付など 8 業務において民間委託を導入します。</p> <p>■民間事業者の取り扱いが可能なその他の窓口業務についても、民間委託導入後の状況を踏まえて、委託範囲の拡大を検討します。</p>			
3 取組の工程			
年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	■導入	(適切な運用)	▶
		■委託範囲拡大の検討	▶



見直し後			
改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実		
重点改革項目 2	民間活力の有効活用		
取組 7 窓口業務への民間委託の導入		担当課：市民課 (窓口業務の所管課)	
1 現状と課題			
<p>■2020（令和 2）年 10 月から市民課窓口において、民間委託の導入を開始しています。民間委託を行っている業務は、国が「市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき、民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務」と整理した 27 業務*のうち、8 業務を委託しています。</p> <p>*国が委託可能と整理した窓口業務（下線の業務は、市が委託している業務である。） 住民異動届、<u>住民票の写し等の交付</u>、<u>除票の写し等の交付</u>、<u>戸籍の附票の写しの交付</u>、<u>戸籍の附票の除票の写しの交付</u>、<u>戸籍の届出</u>、<u>戸籍謄抄本等の交付</u>、中长期在留者に係る住居地の届出、特別永住許可等に関する受付・交付、<u>印鑑登録</u>、<u>印鑑登録証明書の交付</u>、住居表示証明書の交付、埋葬・火葬許可、納税証明書の交付、国民健康保険関係の受付・交付、後期高齢者医療制度関係の受付・交付、介護保険関係の受付・交付、国民年金関係の受付、児童手当関係の受付、精神障害者保健福祉手帳の交付、身体障害者手帳の交付、療育手帳の交付、妊娠届の受付・母子健康手帳の交付、飼い犬の登録、<u>狂犬病予防注射済票の交付</u>、<u>自動車臨時運行許可</u>、転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小中学校の通知</p> <p>■また、上記 27 業務とは別に、マイナンバーカードの交付事務における一部業務についても、2020（令和 2）年 12 月より民間委託の導入が拡充されています。今後、運転免許証との一体化等、マイナンバーカードの利用場面が拡大されていくことにより、取得者数の増加が見込まれるため、民間委託を導入することにより人的資源の有効活用を図る必要があります。</p>			
2 取組内容			
<p>■現在、民間委託を導入している窓口業務 8 業務について、適切な運用を行います。</p> <p>■マイナンバーカードの交付事務における一部業務について、2023（令和 5）年度に民間委託を導入します。</p>			
3 取組の工程			
年度	2022（令和 4）年度まで	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度
取組内容	■市民課窓口業務における民間委託の導入（2020（令和 2）年 10 月）		
	■民間委託を導入した 8 業務の適切な運用（毎年度）		▶
	■委託範囲の拡大検討（毎年度）	■マイナンバーカードの交付事務における一部業務への民間委託の導入	

見直し前（現行）			
改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実		
重点改革項目 3	人材の活用と育成		
取組 8 定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直し		担当課：人事秘書課	
1 現状と課題			
<p>■本市では、2007（平成 19）年 3 月に「清須市第 1 次定員適正化計画」を策定して以降、現行の 2019（平成 31）年 3 月に策定した「清須市第 4 次定員適正化計画」まで、定期的な採用を行いつつ、数値目標を定めて定員の適正化を進めてきました。</p> <p>■定員の適正化にあたっては、行政運営の一層の効率化を図るため、組織の見直しをあわせて行ってきたところです。</p> <p>■また、地方自治体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進することを目的に、地方公務員の臨時・非常勤職員について、2020（令和 2）年 4 月から新たな任用等についての制度（一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度など）が始まります。</p> <p>■市の業務が多様化・複雑化する中で、市民サービスの充実や行政運営マネジメントの推進を図るため、業務量の適切な把握に努めるとともに、それを踏まえて、業務の種類や性質に応じて再任用職員、会計年度任用職員等を活用しながら、定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直しを進める必要があります。</p>			
2 取組内容			
<p>■今後の見直しを含めた各担当課の業務量の適切な把握に努めるとともに、定員適正化計画に基づく適正な定員管理を実施します。</p> <p>■政策課題に対応した組織の見直しを随時検討します。</p>			
3 取組の工程			
年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	■業務量の適切な把握、適正な定員管理	（毎年度）	→
	■政策課題に対応した組織の見直しの検討	（随時）	→



見直し後			
改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実		
重点改革項目 3	人材の活用と育成		
取組 8 定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直し		担当課：人事秘書課	
1 現状と課題			
<p>■本市では、2019（平成 31）年 3 月に策定した「清須市第 4 次定員適正化計画」に基づき、定期的な採用を行いつつ、数値目標を定めて定員の適正化を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症対策における生活者支援や健康福祉・子育て支援施策などの新たな行政需要による業務量の増加に対応するため、2021（令和 3）年 10 月に目標職員数の改定を行いました。</p> <p>■また、行政執行体制を強化し、多様化する行政課題に迅速に対応するため、企業誘致課、危機管理課、総務課、財産管理課を新設し、事務分掌の移管を行う等の組織機構改革を 2020（令和 2）年 10 月に実施しました。また、新型コロナウイルスワクチン接種への対応のため、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を 2021（令和 3）年 4 月に新設しました。</p> <p>■市の業務が多様化・複雑化する中で、市民サービスの充実や行政運営マネジメントの推進を図るため、業務量の適切な把握に努めるとともに、それを踏まえて、業務の種類や性質に応じて再任用職員、会計年度任用職員等を活用しながら、定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直しを引き続き進める必要があります。</p>			
2 取組内容			
<p>■今後の見直しを含めた各担当課の業務量の適切な把握に努めるとともに、定員適正化計画に基づく適正な定員管理を実施します。</p> <p>■政策課題に対応した組織の見直しを随時検討します。</p>			
3 取組の工程			
年度	2022（令和 4）年度まで	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度
取組内容	■業務量の適切な把握、適正な定員管理（毎年度）	（継続実施）	→
	■政策課題に対応した組織の見直しの検討（毎年度）	（随時）	→
	■行政執行体制の強化等を目的とした課等の新設（2020（令和 2）年 10 月及び 2021（令和 3）年 4 月）		

見直し前（現行）

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の活用と育成

取組 9 職員研修の充実と人事評価制度の適正運用 担当課：人事秘書課

1 現状と課題

- 本市では、職員を重要な経営資源として捉えて、資源のより一層の活用を図るとともに、その有している可能性・能力を最大限に引き出すことを目指して、「清須市人材育成基本方針」を策定し、目指す人材像を設定するとともに、総合的な人材育成型人事管理の推進や人が育つ職場管理、人が伸びる職員研修に取り組んできました。
- 職員の問題解決能力等を高め、その能力を十分に発揮することで組織力を強化する観点から、職員の役職や在職年数に応じた職員研修の充実や人事評価制度の適正な運用などにより、より実効的な人材育成に取り組む必要があります。

2 取組内容

- 職員の役職や在職年数等に応じて、職員の育成・能力開発に重点を置いた研修を実施します。
- 人事評価制度を引き続き、適正に運用するとともに、職員が目標を持って仕事や能力開発に取り組むことができるよう客観的な評価方法の見直しを検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■職員の育成・能力開発に重点をおいた研修の実施	（毎年度）	→
	■人事評価制度の適正な運用	（毎年度）	→
	■人事評価制度の見直しの検討	（随時）	→



見直し後

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の活用と育成

取組 9 職員研修の充実と人事評価制度の適正運用 担当課：人事秘書課

1 現状と課題

- 本市では、職員を重要な経営資源として捉えて、資源のより一層の活用を図るとともに、その有している可能性・能力を最大限に引き出すことを目指して、「清須市人材育成基本方針」を策定し、目指す人材像を設定するとともに、総合的な人材育成型人事管理の推進や人が育つ職場管理、人が伸びる職員研修に取り組んできました。
- 職員の問題解決能力等を高め、その能力を十分に発揮することで組織力を強化する観点から、職員の役職や在職年数に応じた職員研修の充実や人事評価制度の適正な運用などにより、より実効的な人材育成に取り組む必要があります。

2 取組内容

- 職員の役職や在職年数等に応じて、職員の育成・能力開発に重点を置いた研修を実施します。
- 人事評価制度を引き続き、適正に運用するとともに、職員が目標を持って仕事や能力開発に取り組むことができるよう客観的な評価方法の見直しを検討します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■職員の育成・能力開発に重点をおいた研修の実施（毎年度）	（継続実施）	→
	■人事評価制度の適正な運用（毎年度）	（継続実施）	→
	■人事評価制度の見直しの検討（毎年度）	（随時）	→

見直し前（現行）

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の活用と育成

取組 10 ワークライフバランスと女性職員の活躍の推進	担当課：人事秘書課
-----------------------------	-----------

1 現状と課題

■本市では、職員が仕事と子育ての両立ができる職場環境の整備や女性職員の活躍を推進するため、「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画」及び「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」を策定して、時間外勤務の縮減や休暇取得の促進などの取組を進めてきました。

■全ての職員がその能力を最大限に発揮し、市民サービスの充実を図る観点から、2020（令和2）年3月に策定した特定事業主行動計画に基づき、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や女性職員の活躍の推進に向けた取組を引き続き、進める必要があります。

2 取組内容

■時間外勤務の縮減や休暇取得の促進など、特定事業主行動計画で定める目標実現に向けた取組を着実に実施します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■特定事業主行動計画の目標実現に向けた取組の推進		→

見直し後

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の活用と育成

取組 10 ワークライフバランスと女性職員の活躍の推進	担当課：人事秘書課
-----------------------------	-----------

1 現状と課題

■本市では、職員が仕事と子育ての両立ができる職場環境の整備や女性職員の活躍を推進するため、「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画」及び「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」を策定して、時間外勤務の縮減や休暇取得の促進などの取組を進めてきました。

■全ての職員がその能力を最大限に発揮し、市民サービスの充実を図る観点から、2020（令和2）年3月に策定した特定事業主行動計画に基づき、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や女性職員の活躍の推進に向けた取組を引き続き、進める必要があります。

2 取組内容

■時間外勤務の縮減や休暇取得の促進など、特定事業主行動計画で定める目標実現に向けた取組を着実に実施します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■特定事業主行動計画の目標実現に向けた取組の推進（毎年度）	（継続実施）	→

見直し前（現行）

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の有効活用と育成

取組 11 業務改善提案制度の見直し	担当課：企画政策課
--------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、職員の創造力、研究心及び市政への参加意識の高揚を図るとともに、行政運営の効率化及び市民サービスの向上に資することを目的として、市の事務事業の改善及び政策に係る職員の提案を奨励する業務改善提案制度を設けています。
- また、制度の積極的な運用を図るため、年に1度、期間や課題を定めて職員から提案等を広く募集し、その内容について検討を行う「業務カイゼン提案運動」などの取組を進めてきました。
- しかし、現在は、受け付けた提案については、制度上、当該提案の対象となる事務を掌握する各部課等の長のみで対応の可否を判断することや、実施に至る提案は全体の3割程度となっているなどの課題があります。
- 業務改善提案制度を通じて、日常的な業務の工夫や改善が自発的に行われる職場づくりを推進するとともに、諸課題の解決に向けた職員の育成及び能力向上を図るため、より実効性のある制度への見直しを検討する必要があります。

2 取組内容

- 2022（令和4）年度中の運用開始を目途に、現制度の課題を踏まえて業務改善提案制度の見直しを進めます。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■見直しに向けた課題整理・準備等	→	■新たな運用の開始

見直し後

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の有効活用と育成

取組 11 業務改善提案制度の見直し	担当課：企画政策課
--------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、職員の創造力、研究心及び市政への参加意識の高揚を図るとともに、行政運営の効率化及び市民サービスの向上に資することを目的として、市の事務事業の改善及び政策に係る職員の提案を奨励する業務改善提案制度を設けています。
- しかし、受け付けた提案については、制度上、当該提案の対象となる事務を掌握する各部課等の長のみで対応の可否を判断すること並びに基本的に他部署への提案となるため、非現実的な提案も多く、実施に至る提案は全体の3割程度となっているなどの課題があります。
- また、運用面については、事業の提案担当部署が事業提案の内容の評価並びに対応の可否を判断しているため、適切な評価がされているか不明な点もある。
- 新たな体制で本制度を運用していく中で不具合等があれば適宜見直しを行う。

2 取組内容

- 2022（令和4）年度中の運用開始を目途に、現制度の課題を踏まえて業務改善提案制度の見直しを進めます。
- 2022（令和4）年度には、職員で構成する検討委員会を設置し、新たな体制で運用を開始し、本制度を推進する。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■見直しに向けた課題整理・準備等（毎年度） ■職員で構成する検討委員会による新たな体制での運用の開始（2022（令和4）年度）	（適切な運用）	→

見直し前（現行）

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	事務事業の再構築

取組 12 RPA・AI-OCRを活用した業務の効率化 新規	担当課：全庁（企画政策課）
---------------------------------------	---------------

1 現状と課題

- 今後、限られた職員数で、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応していくために、効率的な組織体制を構築する必要性が高まっている中、更なる業務の省力化・効率化を図るため、RPA（9ページ、※3）の導入を進める必要があります。
- また、愛知県が設置する「あいちAI・ロボティクス連携共同研究会」では、AI-OCR（9ページ、※4）を共同利用するための準備を進めており、RPAとAI-OCRは、組み合わせて使用することで、更に業務を効率化できることから、AI-OCRについても、共同利用のメリットを生かしながら、あわせて導入を進める必要があります。
- 加えて、これらの効果を最大限に発揮するためには、使用する職員の能力・知識の向上や、適切な維持管理による運用などが必要不可欠であるとともに、RPA等について理解を深めることは、導入範囲の拡大にもつながることから、人材育成やシステム周知についても取り組む必要があります。

2 取組内容

- 2020（令和2）年度中の運用開始を目途に、一部のデータ入力業務においてRPAの導入を進めることとあわせて、AI-OCRについても、県内市町村との共同利用による導入を進めます。
- RPA・AI-OCRを活用することにより、より効率化が見込まれる業務については、導入を積極的に検討し、順次、導入範囲の拡大を図ります。
- 職員を対象として、RPA・AI-OCRに係る操作研修会や説明会を実施します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■RPA・AI-OCRの導入に向けた課題整理・準備等		
	■導入	——（適切な運用）——→	
		■導入範囲拡大の検討	※検討結果を踏まえて、順次範囲を拡大
	■説明会・操作研修会の実施		

見直し後

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	事務事業の再構築

取組 12 RPA・AI-OCRを活用した業務の効率化	担当課：全庁（企画政策課）
-----------------------------	---------------

1 現状と課題

- 今後、限られた職員数で、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応していくために、効率的な組織体制を構築する必要性が高まっている中、更なる業務の省力化・効率化を図るため、RPA（9ページ、※3）を導入しました。
- また、愛知県が設置する「あいちAI・ロボティクス連携共同研究会」によって、AI-OCR（9ページ、※4）の共同利用も開始されています。
- 税務課における給与支払報告書に係る事業所宛名登録処理や子育て支援課における台帳作成処理等において、RPA・AI-OCRを活用し、業務時間を削減することができています。
- しかし、RPA・AI-OCRを活用できる職員が限られており、一部の業務においてのみ活用している現状となっているため、引き続きRPA・AI-OCRの基本操作や導入事例等を周知し、導入範囲の拡大を図る必要があります。

2 取組内容

- RPA・AI-OCRの導入により効率化が見込まれる単純入力作業等の業務を抽出し、その業務について、導入を積極的に検討し、順次、導入範囲の拡大を図ります。
- RPA・AI-OCRの基本操作や導入事例等を周知し、導入範囲の拡大を図るため、職員を対象とした、RPA・AI-OCRに係る操作研修会や説明会を実施します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■RPA・AI-OCRの導入（2020（令和2）年度）	（適切な運用）	→
	■説明会・操作研修会の実施（毎年度）	（継続実施）	→
	■導入範囲拡大の検討（2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度）	■単純入力作業等の業務を抽出・効果検証	（効果検証・導入範囲拡大）

見直し前（現行）

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	事務事業の再構築

取組 13 行政評価を活用した事務事業の見直し・改善 担当課：全庁（企画政策課）

1 現状と課題

- 行政運営マネジメントの基軸である第2次総合計画の計画体系に即して、「施策評価（基本計画レベル）」と「事務事業評価（実施計画レベル）」を実施することにより、事務事業単位の見直し・改善に係るPDCAサイクルを構築しています。
- また、行政評価を行う上では、施策や事務事業の担当課が行う自己評価に加えて、外部の視点からの評価（外部評価）を実施することにより、評価の妥当性・客観性を確保する必要があります。

2 取組内容

- 第2次総合計画（実施計画）に登載する事務事業について、有効性等の観点から事務事業評価を行い、その結果を踏まえて、第2次総合計画（基本計画）の37施策について、施策の今後の方向性を整理する施策評価を実施します。
- 評価の妥当性・客観性を確保するため、清須市行政改革推進委員会において意見等の聴取（外部評価）を行います。
- 施策評価や外部評価の結果を踏まえて、施策の目的を達成するための手段である事務事業の見直し・改善を進めるとともに、評価方法の見直しを検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■事務事業評価・施策評価の実施	（毎年度）	→
	■行政改革推進委員会における外部評価の実施	（毎年度）	→
	■施策評価や外部評価の結果を踏まえた事務事業の見直し・改善	（毎年度）	→
	■評価方法の見直しの検討	（随時）	→



見直し後

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	事務事業の再構築

取組 13 行政評価を活用した事務事業の見直し・改善 担当課：全庁（企画政策課）

1 現状と課題

- 行政運営マネジメントの基軸である第2次総合計画の計画体系に即して、「施策評価（基本計画レベル）」と「事務事業評価（実施計画レベル）」を実施することにより、事務事業単位の見直し・改善に係るPDCAサイクルを構築しています。
- また、行政評価を行う上では、施策や事務事業の担当課が行う自己評価に加えて、外部の視点からの評価（外部評価）を実施することにより、評価の妥当性・客観性を確保する必要があります。

2 取組内容

- 第2次総合計画（実施計画）に登載する事務事業について、有効性等の観点から事務事業評価を行い、その結果を踏まえて、第2次総合計画（基本計画）の37施策について、施策の今後の方向性を整理する施策評価を実施します。
- 評価の妥当性・客観性を確保するため、清須市行政改革推進委員会において意見等の聴取（外部評価）を行います。
- 施策評価や外部評価の結果を踏まえて、施策の目的を達成するための手段である事務事業の見直し・改善を進めるとともに、評価方法の見直しを検討します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■事務事業評価・施策評価の実施（毎年度）	（継続実施）	→
	■行政改革推進委員会における外部評価の実施（毎年度）	（継続実施）	→
	■施策評価や外部評価の結果を踏まえた事務事業の見直し・改善（毎年度）	（継続実施）	→
	■評価方法の見直しの検討（毎年度）	（随時）	→

見直し前（現行）

--	--

1 現状と課題

2022（令和4）年度の間見直しにより
新たに具体的な取組項目として、追加

2 取組

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容			

見直し後

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	事務事業の再構築

取組 14 情報システムの標準化 ^{新規}	担当課：全庁（企画政策課）
--------------------------------	---------------

1 現状と課題

- 国は、2020（令和2）年12月に自治体DX推進計画を策定するとともに、地方公共団体に対し、標準化基準に適合する基幹系業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務づけ、標準準拠システムについてガバメントクラウドを利用することを努力義務とする「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年5月に成立し、当該法律に基づき、令和7年度末までに地方公共団体の基幹業務システムの統一化・標準化を推進しています。
- 現在、本市において、運用している基幹業務系システムは、運用方法に応じたカスタマイズをしています。そのため、標準準拠システムの仕様により整備されるシステムと現在の運用方法との適合性を分析（以下「FIT&GAP分析」という。）し、必要に応じて運用の見直しなどを検討していく必要があります。

2 取組内容

- 令和6年度末までに標準準拠システムの仕様により整備されるシステムのFIT&GAP分析を行います。
- 標準準拠システムへ円滑に移行できるように、FIT&GAP分析の結果を踏まえた運用の見直しを標準準拠システムへ移行するまでに行います。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■標準準拠システムへの移行に向けた課題の整理・準備等（2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ■標準準拠システムに向けたFIT&GAP分析 ■FIT&GAP分析の結果を踏まえた運用の見直しの検討 	

見直し前（現行）			
改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立		
重点改革項目 4	事務事業の再構築		
取組 14 情報システムのクラウド化		担当課：企画政策課	
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ■国の「経済財政運営と改革の基本方針 2019」では、地方自治体の情報システムについて、標準化等を進め、カスタマイズを抑制しつつ、システム更新時期を踏まえて、複数自治体共同でのクラウド化である自治体クラウドを推進することとされています。 ■自治体クラウドの導入にあたっては、システムソフト及び機器の更新時期や業務仕様等が自治体間で異なることなどが課題となっています。 ■また、情報セキュリティを取り巻く脅威は常に変化しており、その変化に対応して情報セキュリティ対策の水準の向上を図ることは、クラウド化にあたっても留意する必要があります。 ■本市においては、情報システムが多岐にわたり、カスタマイズが多く、クラウド化が進んでいない状況にありますが、業務負担の軽減やセキュリティの向上、災害時の業務継続性などの観点から、自治体クラウドの導入も視野に入れて、情報システムのクラウド化を検討する必要があります。 ■また、今後、自治体クラウドを円滑に導入できるようにするため、令和4年度に予定している情報システムの更新に向けて、国が示す標準レイアウトによるシステムの開発に取り組む必要があります。 			
2 取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■複数地方自治体共同でのクラウド化である自治体クラウドの導入も視野に、情報システムのクラウド化を検討します。 			
3 取組の工程			
年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■情報システムのクラウド化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※検討結果を踏まえて、導入の是非等を判断 	→



見直し後			
改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立		
重点改革項目 4	事務事業の再構築		
取組 15 情報システムのクラウド化		担当課：企画政策課	
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ■令和3年5月に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」では、標準準拠システムについて、ガバメントクラウドを利用することを努力義務とされています。 ■本市では、基幹業務系システムを現在自庁サーバにより稼働していますが、標準準拠システムへの移行とともに、ガバメントクラウドの利用または複数自治体共同でのクラウド化である自治体クラウドの利用など、財政的及び業務負担の軽減や災害時の業務継続性などの観点からクラウド化を検討する必要があります。 ■また、標準準拠システム以外の業務システムで、業務データの連携を行うシステムについても、クラウド化を検討する必要があります。 			
2 取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■標準準拠システムについて、財政的及び業務負担の軽減や災害時の業務継続性などの観点からクラウド化を検討します。 ■標準準拠システム以外の業務システムで、業務データの連携を行うシステムについても、クラウド化を検討します。 			
3 取組の工程			
年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■情報システムのクラウド化の検討（毎年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ■標準準拠システムのクラウド化の検討 ■標準準拠システム以外の業務システムのクラウド化の検討 	→

見直し前（現行）

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 5	健全な財政運営

取組 15 財政中期試算を踏まえた財政運営	担当課：財政課
-----------------------	---------

1 現状と課題

- 本市では、現状における市の実情を認識するとともに、将来の財政の健全性を確保しながら、市民ニーズに対応した行財政運営を行うための指標とすることを目的として、現計予算をベースに、現時点で見込むことのできる制度や今後計画されている事業等を踏まえた財政中期試算を作成しています。
- これまで、財政中期試算を踏まえて、予算配分の重点化・効率化や市債発行の抑制などを行ってきたところです。
- 今後、高齢化の進展等に伴う扶助費の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況が予想される中で、予算配分の選択と集中を図り、引き続き、健全な財政運営に努めていく必要があります。

2 取組内容

- 財政中期試算を踏まえて、毎年度、事務事業の見直し・改善などを含めた予算配分の重点化・効率化に取り組みます。
- 施設整備事業など、大規模なプロジェクト事業の実施にあたっては、一定割合の基金積立金をその財源として確保するなど、市債発行の抑制に努めます。
- 財政調整基金については、現状の残高を維持することを基本として、計画的な活用を図ります。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■予算配分の重点化・効率化、市債発行の抑制等	（毎年度）	→

見直し後

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 5	健全な財政運営

取組 16 財政中期試算を踏まえた財政運営	担当課：財政課
-----------------------	---------

1 現状と課題

- 本市では、現状における市の実情を認識するとともに、将来の財政の健全性を確保しながら、市民ニーズに対応した行財政運営を行うための指標とすることを目的として、現計予算をベースに、現時点で見込むことのできる制度や今後計画されている事業等を踏まえた財政中期試算を作成しています。
- これまで、財政中期試算を踏まえて、予算配分の重点化・効率化や市債発行の抑制などを行ってきたところです。
- 今後、高齢化の進展等に伴う扶助費の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況が予想される中で、予算配分の選択と集中を図り、引き続き、健全な財政運営に努めていく必要があります。

2 取組内容

- 財政中期試算を踏まえて、毎年度、事務事業の見直し・改善などを含めた予算配分の重点化・効率化に取り組みます。
- 施設整備事業など、大規模なプロジェクト事業の実施にあたっては、一定割合の基金積立金をその財源として確保するなど、市債発行の抑制に努めます。
- 財政調整基金については、現状の残高を維持することを基本として、計画的な活用を図ります。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■予算配分の重点化・効率化、市債発行の抑制等（毎年度）	（継続実施）	→

見直し前（現行）			
改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立		
重点改革項目 5	健全な財政運営		
取組 16 公共施設使用料の適正化		担当課：全庁（財産管理課）	
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設使用料については、市民負担の公平性と使用料設定の透明性を確保するため、市民が利用する施設の使用料設定に関する基本的な考え方や、算定基準等を明らかにした「清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針」を2015（平成27）年1月に策定しています。 ■同方針に基づき、施設の維持管理に要する経費や市民ニーズ等の変化を踏まえて、5年を目途に定期的な公共施設使用料の見直しの検討を行うこととしており、2019（令和元）年10月に実施された消費税率及び地方消費税率の引き上げとあわせて、使用料の改定を行いました。 ■次回の使用料の見直しに向けては、維持管理に要する経費の適切な把握などに努める必要があります。 ■また、清洲城など、原価計算に基づく使用料の設定が適さない等の理由から、基本方針では対象外とした施設の使用料についても、適正な使用料の設定に努める必要があります。 			
2 取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■施設の維持管理に要する経費の適切な把握に努めるとともに、2024（令和6）年度を目途に、公共施設使用料の見直しを進めます。 ■施設運営のあり方に関する検討や他団体との水準比較等を通じて、基本方針では対象外とした施設（清洲城等）の使用料の見直しを検討します。 			
3 取組の工程			
年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■維持管理に要する経費の適切な把握		→
	■基本方針対象外施設（清洲城等）の使用料の見直しの検討	※検討結果を踏まえて、見直しの是非等を判断	→



見直し後			
改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立		
重点改革項目 5	健全な財政運営		
取組 17 公共施設使用料の適正化		担当課：全庁（財産管理課）	
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設使用料については、市民負担の公平性と使用料設定の透明性を確保するため、市民が利用する施設の使用料設定に関する基本的な考え方や、算定基準等を明らかにした「清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針」を2015（平成27）年1月に策定しています。 ■同方針に基づき、施設の維持管理に要する経費や市民ニーズ等の変化を踏まえて、5年を目途に定期的な公共施設使用料の見直しの検討を行うこととしており、2024（令和6）年度に実施予定である使用料の見直しに向けては、維持管理に要する経費の適切な把握などに努める必要があります。 ■また、清洲城など、原価計算に基づく使用料の設定が適さない等の理由から、基本方針では対象外とした施設の使用料についても、適正な使用料の設定に努める必要があります。 			
2 取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■施設の維持管理に要する経費の適切な把握に努めるとともに、2024（令和6）年度を目途に、公共施設使用料の見直しを進めます。 ■施設運営のあり方に関する検討や他団体との水準比較等を通じて、基本方針では対象外とした施設（清洲城等）の使用料の見直しを検討します。 			
3 取組の工程			
年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■維持管理に要する経費の適切な把握（毎年度）	■2024（令和6）年度における公共施設使用料の改定に向けた改定作業の推進	■公共施設使用料の改定
	■基本方針対象外施設（清洲城等）の使用料の見直しの検討（毎年度）	(継続実施)	→

見直し前（現行）			
改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立		
重点改革項目 5	健全な財政運営		
取組 17 国民健康保険事業の健全な運営		担当課：保険年金課	
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ■2015（平成 27）年 5 月に持続可能な医療保険制度を構築することを目的とした「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、2018（平成 30）年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国民健康保険事業運営の中心的な役割を担っています。 ■新制度の開始に伴って、本市においても収支均衡策を含む国民健康保険事業の運営のあり方検討を行い、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえて、原則として 2018（平成 30）年度から 2023（令和 5）年度までの 6 年間で本市の保険税率と愛知県から提示される市町村ごとの標準保険税率との差を解消していくこととしており、毎年度、保険税率の見直しを進める必要があります。 ■また、国民健康保険事業の健全な運営に向けて、2018（平成 30）年 3 月に「第 2 期清須市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）」を策定し、効果的かつ効率的な保健事業の推進を図っています。 			
2 取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■愛知県から提示される市町村ごとの納付金や標準保険税率の設定等を踏まえて、毎年度、保険税率を見直します。 ■第 2 期清須市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、引き続き、効果的かつ効率的な保健事業を推進します。 			
3 取組の工程			
年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	■県から提示される納付金等を踏まえて、保険税率の見直しの検討	—（検討結果の反映）—	→
	■データヘルス計画に基づく保健事業の推進	—（毎年度）—	→



見直し後			
改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立		
重点改革項目 5	健全な財政運営		
取組 18 国民健康保険事業の健全な運営		担当課：保険年金課	
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ■2018（平成 30）年度から、国民健康保険事業運営は、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、中心的な役割を担っています。 ■本市においても収支均衡策を含む国民健康保険事業の運営のあり方検討を行い、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、原則として 2018（平成 30）年度から 2023（令和 5）年度までの 6 年間で本市の保険税率（以下「保険税率」という。）と愛知県から提示される市町村ごとの標準保険税率（以下「標準保険税率」という。）との差を解消していくこととしており、毎年度、保険税率の見直しを進める必要があります。 ■さらには、少子化や団塊世代の後期高齢者への移行による被保険者の減少や増加する医療費など、依然として厳しい財政状況が続いており、保険税率と標準保険税率との差が解消された後においても、標準保険税率の変動が生じる可能性があり、変動に応じた保険税率の対応を進めていく必要があります。 ■また、国民健康保険事業の健全な運営に向けて 2018（平成 30）年 3 月に策定した、「第 2 期清須市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）」は令和 5 年度に計画の最終年度となり、これまでの取り組みを評価するとともに課題を洗い出す必要があります。 			
2 取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、保険税率と標準保険税率との差を解消するため、毎年度、保険税率の見直しを進めます。 ■保険税率と標準保険税率との差の解消後においても、愛知県から提示される市町村ごとの納付金や標準保険税率等を踏まえ、必要に応じて、保険税率を見直します。 ■第 2 期清須市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）での取組結果を踏まえて、第 3 期計画を策定し、引き続き、効果的かつ効率的な保健事業を推進します。 			
3 取組の工程			
年度	2022（令和 4）年度まで	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度
取組内容	■標準保険税率等を踏まえた保険税率の見直し（毎年度）	→（継続実施）	■県から提示される納付金等を踏まえて、保険税率の見直しの検討
	■データヘルス計画に基づく保健事業の推進（毎年度）	→（継続実施）	
		■第 3 期計画の策定	■第 3 期計画に基づく保健事業の推進

見直し前（現行）

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 5	健全な財政運営

取組 18 経営戦略を踏まえた下水道事業の運営	担当課：上下水道課
-------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、2013（平成 25）年 3 月から供用開始した下水道事業について、汚水処理区域の拡大に向けた整備を進めており、2018（平成 30）年度末の普及率は 28.4%となっている中で、早期の整備完了を目指すとともに、市民に対しては、積極的に接続を勧奨しています。
- また、2019（平成 31）年 4 月には、地方公営企業法の財務規定等を適用して企業会計方式に移行し、移行により把握が可能となった損益情報やストック情報などを活用するとともに、「清須市下水道事業経営戦略」に基づき、下水道事業の運営を行っています。
- 引き続き、企業会計の考え方を踏まえて、2020（令和 2）年 2 月に策定した「清須市下水道事業中期経営戦略」に基づき、長期的な展望に立った運営を進める必要があります。

2 取組内容

- 企業会計方式への移行により、把握が可能となった損益情報やストック情報などを活用するとともに、経営戦略を踏まえて長期的な展望に立った運営を進めます。
- 毎年度の決算期に合わせて経営戦略の進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行います。
- 下水道事業の概況や経理の状況を説明する書類を作成し、半期ごとに公表します。

3 取組の工程

年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	■経営戦略を踏まえた下水道事業の運営		→
	■経営戦略の進捗管理	——（毎年度）——	→
	■経営状況の半期ごとの公表	※必要に応じて経営戦略の見直し ——（毎年度）——	→



見直し後

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 5	健全な財政運営

取組 19 経営戦略を踏まえた下水道事業の運営	担当課：上下水道課
-------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、2013（平成 25）年 3 月から供用開始した下水道事業について、汚水処理区域の拡大に向けた整備を進めており、2021（令和 3）年度末の普及率は 31.0%となっている中で、早期の整備完了を目指すとともに、市民に対しては、積極的に接続を勧奨しています。
- また、2019（平成 31）年 4 月には、地方公営企業法の財務規定等を適用して企業会計方式に移行し、移行により把握が可能となった損益情報やストック情報などを活用するとともに、「清須市下水道事業経営戦略」に基づき、下水道事業の運営を行っています。
- 引き続き、企業会計の考え方を踏まえて、2020（令和 2）年 2 月に策定した「清須市下水道事業中期経営戦略」に基づき、長期的な展望に立った運営を進める必要があります。

2 取組内容

- 企業会計方式への移行により、把握が可能となった損益情報やストック情報などを活用するとともに、経営戦略を踏まえて長期的な展望に立った運営を進めます。
- 毎年度の決算期に合わせて経営戦略の進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行います。
- 下水道事業の概況や経理の状況を説明する書類を作成し、半期ごとに公表します。

3 取組の工程

年度	2022（令和 4）年度まで	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度
取組内容	■経営戦略を踏まえた下水道事業の運営（毎年度）	（継続実施）	→
	■経営戦略の進捗管理（毎年度）	（継続実施） ※必要に応じて経営戦略の見直し	→
	■経営状況の半期ごとの公表（毎年度）	（継続実施）	→

見直し前（現行）

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 6	市有財産等の最適な管理・運用

取組 19 公共施設マネジメントの推進	担当課：全庁（財産管理課）
---------------------	---------------

1 現状と課題

- 公共施設等の老朽化が進み、修繕・更新等に係る費用の増大と一定の年度への集中が懸念される中、人口の見通しや財政状況等を踏まえた長期的な視点をもって、計画的かつ効率的に公共施設マネジメントを推進することが求められています。
- 本市では、2017（平成29）年3月に策定した「清須市公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の公共施設等の管理に関する基本方針として、「事後的管理から予防保全型維持管理への転換」、「施設総量の最適化」及び「効果的・効率的な維持管理の推進」を掲げるとともに、公共施設等の縮減目標を定め、着実に取組を推進していくこととしています。
- また、公共施設等総合管理計画をより掘り下げた公共建築物等に係る具体的な計画として、2020（令和2）年3月に策定した「清須市公共施設個別施設計画」に基づき、市町村合併後の施設総量や施設配置の最適化を図るとともに、今後も存続する施設については、予防保全型管理を行い、施設の安全性・機能性を確保しながら、事業を平準化することによる財政負担の軽減を図る必要があります。

2 取組内容

- 公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、公共施設の統廃合・複合化を計画的に進め、施設総量・施設配置の最適化を図ります。
- 今後も存続させる施設については、予防保全型管理を行い、長期にわたり安全に使用できるように計画的に修繕・改築を行います。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■計画に基づく施設総量・施設配置の最適化の推進		→
	■予防保全型管理の実施		→

見直し後

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 6	市有財産等の最適な管理・運用

取組 20 公共施設マネジメントの推進	担当課：全庁（財産管理課）
---------------------	---------------

1 現状と課題

- 公共施設等の老朽化が進み、修繕・更新等に係る費用の増大と一定の年度への集中が懸念される中、人口の見通しや財政状況等を踏まえた長期的な視点をもって、計画的かつ効率的に公共施設マネジメントを推進することが求められています。
- 本市では、2017（平成29）年3月に策定した「清須市公共施設等総合管理計画」（令和4年3月一部改訂）に基づき、今後の公共施設等の管理に関する基本方針として、「事後的管理から予防保全型維持管理への転換」、「施設総量の最適化」及び「効果的・効率的な維持管理の推進」を掲げるとともに、公共施設等の縮減目標を定め、着実に取組を推進していくこととしています。
- また、公共施設等総合管理計画をより掘り下げた公共建築物等に係る具体的な計画として、2020（令和2）年3月に策定した「清須市公共施設個別施設計画」に基づき、市町村合併後の施設総量や施設配置の最適化を図るとともに、今後も存続する施設については、予防保全型管理を行い、施設の安全性・機能性を確保しながら、事業を平準化することによる財政負担の軽減を図る必要があります。

2 取組内容

- 公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、公共施設の統廃合・複合化を計画的に進め、施設総量・施設配置の最適化を図ります。
- 今後も存続させる施設については、予防保全型管理を行い、長期にわたり安全に使用できるように計画的に修繕・改築を行います。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■計画に基づく施設総量・施設配置の最適化の推進（毎年度）	（継続実施）	→
	■予防保全型管理の実施（毎年度）	（継続実施）	→



見直し前（現行）

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 6	市有財産等の最適な管理・運用

取組 20 市有財産等を活用した自主財源の確保	担当課：全庁（企画政策課）
-------------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、土地や建物といった市有財産について、これまでも未利用地の売却や行政財産の余裕部分を自動販売機設置等のために貸付するなど、積極的な活用を図りながら、自主財源の確保に取り組んできました。
- また、広報紙やホームページ、コミュニティバスの時刻表・ルート図、広告付案内看板、番号呼出モニターなど、広告事業の媒体として活用が可能なものについては、順次、広告事業の導入を進めてきたところです。
- これまでの取組によって、市有財産等については一定の利活用が図られていますが、新たな自主財源を確保するとともに、その財源を市民サービスの充実に活用する観点から、既存の考え方にとらわれることなく、様々な方法により、広告事業の媒体として活用が可能なものを含めた、市有財産等の一層効果的・効率的な活用を引き続き、検討する必要があります。

2 取組内容

- 新たな自主財源を確保するとともに、その財源を市民サービスの充実に活用する観点から、市有財産等の新たな活用策を検討します。
- 印刷物への新たな有料広告の掲載を検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■市有財産等の新たな活用策の検討	※検討結果を踏まえて、実施の是非等を判断	→
	■印刷物への新たな有料広告掲載の検討	※検討結果を踏まえて、実施の是非等を判断	→



見直し後

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 6	市有財産等の最適な管理・運用

取組 21 市有財産等を活用した自主財源の確保	担当課：全庁（企画政策課）
-------------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、土地や建物といった市有財産について、これまでも未利用地の売却や行政財産の余裕部分を自動販売機設置等のために貸付するなど、積極的な活用を図りながら、自主財源の確保に取り組んできました。
- また、広報紙やホームページ、コミュニティバスの時刻表・ルート図、広告付案内看板、番号呼出モニターなど、広告事業の媒体として活用が可能なものについては、順次、広告事業の導入を進めてきたところです。
- これまでの取組によって、市有財産等については一定の利活用が図られていますが、新たな自主財源を確保するとともに、その財源を市民サービスの充実に活用する観点から、既存の考え方にとらわれることなく、様々な方法により、広告事業の媒体として活用が可能なものを含めた、市有財産等の一層効果的・効率的な活用を引き続き、検討する必要があります。

2 取組内容

- 新たな自主財源を確保するとともに、その財源を市民サービスの充実に活用する観点から、市有財産等の新たな活用策を検討します。
- 印刷物への新たな有料広告の掲載を検討します。
- 令和5年度より歩道橋等について、ネーミングライツの導入を検討します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■市有財産等の新たな活用策の検討（毎年度）	（継続実施） ※検討結果を踏まえて、実施の是非等を判断	→
		■ネーミングライツの導入を検討	→

見直し前（現行）			
改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進		
重点改革項目 7	市民協働の推進		
取組 21 市民団体等との交流		担当課：全庁（企画政策課）	
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ■第2次総合計画では、行政運営の方針の一つとして、「市民協働の推進」を掲げており、これまでの取組の継続に加えて、情報発信力の強化や市民交流の場づくりなどにより、市民協働の更なる推進を図ることとしています。 ■市民協働の重要な担い手となる市民団体等との交流の場づくりを目的に、2019（令和元）年度から「人と情報のプラットフォーム」をコンセプトとする清須市協働テラスを開催しています。 ■協働テラスの開催にあたっては、参加者がより効果を実感できる場とするため、開催のあり方や具体的な内容等を市民とともに検討する必要があります。 ■また、協働テラスにおける交流に加えて、交流の機会や手段を拡大するため、SNSなどの活用について検討する必要があります。 			
2 取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■市民団体等と行政の課題や情報を共有する協働テラスの開催を通じて、市民団体等との交流の場づくりを推進します。 ■協働テラスの開催のあり方や具体的な内容等を市民とともに検討します。 ■SNSなどを活用した交流の機会や手段の拡大を検討します。 			
3 取組の工程			
年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■協働テラスの開催を通じた交流の場づくり	——（毎年度）——	→
	■協働テラスのあり方や内容等の検討	—（検討結果の反映）—	→
	■SNS等を活用した交流の機会・手段拡大の検討	※検討結果を踏まえて、実施の是非を判断	→



見直し後			
改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進		
重点改革項目 7	市民協働の推進		
取組 22 市民団体等との交流		担当課：全庁（企画政策課）	
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ■第2次総合計画では、行政運営の方針の一つとして、「市民協働の推進」を掲げており、これまでの取組の継続に加えて、情報発信力の強化や市民交流の場づくりなどにより、市民協働の更なる推進を図ることとしています。 ■市民協働の重要な担い手となる市民団体等のまちづくり主体との交流の場づくりを目的に、2019（令和元）年度から「人と情報のプラットフォーム」として「清須市協働テラス」を開催しています。 ■2021（令和3）年度には、市民協働を推進するためのロードマップとして「企画運営ミーティング（企画・提案）→清須市協働テラス（意見交換）→企画運営ミーティング（振り返り）」を確立した。 ■協働テラスを市民協働の拠点とするため、新たなまちづくり主体となる方々の参加と交流の機会の拡大等のため、SNSなどを活用し協働テラスの開催案内、まちづくり団体の情報発信等について検討する必要があります。 			
2 取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■まちづくり主体団体と行政の課題や情報を共有する協働テラスを定期的で開催し、まちづくり主体団体等との継続的な交流の場づくりを推進します。 ■協働テラスでは、確立したロードマップによりテーマを設定し、内容の充実とまちづくり主体間の交流を図るとともに具体的な事業実施へつなげていける場となるよう検討します。 ■SNSなどを活用した交流の機会や手段の拡大、情報発信の方法を検討します。 			
3 取組の工程			
年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■協働テラスの開催による市民協働の推進（毎年度）	（継続実施）	→
	■企画運営ミーティングの開催開始（2021（令和3）年度）	（継続実施）	→
	■SNS等を活用した交流の機会・手段拡大の検討（毎年度）	※検討結果を踏まえて、実施の是非を判断	→

見直し前（現行）

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 7	市民協働の推進

取組 22 市民協働による事業の促進	担当課：全庁（企画政策課）
--------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、環境保全や子育て支援、地域の安全確保など、様々な行政分野において、様々な手法により、市民との協働によるまちづくりを進めてきました。
- 2018（平成30）年4月には、企画部企画政策課内に市民協働係を設置し、市民協働による事業の促進を図るための体制整備を行うとともに、2019（令和元）年6月には、清須市市民協働指針の副読本として、市民参加・市民協働を推進する意義やその進め方等に関するハンドブック「清須市市民協働マイプラン」を作成し、市民協働による事業の促進に向けた取組を行ってきました。
- 市民ニーズの多様化・高度化や地域のつながりが希薄化する中、行政又は市民だけでは解決できない地域社会の課題へ適切に対応するため、清須市協働テラスの開催を通じて得た情報の活用や市民団体と連携した効果的な職員研修を実施することにより、市民協働の取組を一層推進する必要があります。

2 取組内容

- 協働テラスの情報を生かして、市民協働による事業の促進を図ります。
- 市民団体と連携して、職員研修を効果的な手法・内容により実施します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■協働テラスの情報を生かした市民協働による事業の促進	—————→	—————→
	■市民団体と連携した職員研修の実施	—————（毎年度）—————→	—————→



見直し後

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 7	市民協働の推進

取組 23 市民協働による事業の促進	担当課：全庁（企画政策課）
--------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、環境保全や子育て支援、地域の安全確保などを中心に様々な行政分野において、市民との協働によるまちづくりが進められています。
- このような中、2018（平成30）年4月に企画部企画政策課内に市民協働係を設置し、市民協働によるまちづくりの実施と拡大を図るための体制整備を行いました。
- 清須市協働テラスによって構築されたまちづくり団体と行政の協力・連携体制を継続かつ拡充しながら、市民協働の取組を一層推進する必要があります。

2 取組内容

- 清須市協働テラスを定期的開催し、まちづくり主体団体と行政の協力・連携体制を拡充しながら市民協働による事業の促進を図ります。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■協働テラスを起点とした市民協働による事業の促進（毎年度）	—————（継続実施）—————→	—————→

見直し前（現行）

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 8	官民連携の推進

取組 23 市内企業・大学等との連携推進	担当課：全庁（企画政策課）
----------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、防災や観光、地方創生など、様々な行政分野において、協定書の締結をはじめとした様々な手法により、市内企業・大学等との連携を推進してきました。
- 各行政分野で抱える課題の解決に向けては、市内企業・大学等が有する様々なノウハウや資源の積極的な活用が効果的であることから、連携の効果が市内企業・大学等にも還元される形で、連携を一層推進していく必要があります。
- 取組 21「市民団体等との交流」では、清須市協働テラスの開催などを通じて交流の場づくりを推進することとしており、市内企業・大学等においても、同様の取組などにより、連携の推進を図る必要があります。

2 取組内容

- 市内企業・大学等との連携に係る情報を全庁的に共有します。
- 市内企業・大学等に協働テラスへの参加を呼び掛けるとともに、取組 21 と同様に、情報共有を行います。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■市内企業・大学等との連携に係る情報の全庁共有		→
	■協働テラスの開催を通じた市内企業・大学等との情報共有		→



見直し後

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 8	官民連携の推進

取組 24 市内企業・大学等との連携推進	担当課：全庁（企画政策課）
----------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、防災や観光、地方創生など、様々な行政分野において、協定書の締結をはじめとした様々な手法により、市内企業・大学等との連携を推進してきました。
- 清須市協働テラスの開催などを通じて市内企業・大学等と継続した交流の場を構築し、協力・連携を図る必要があります。
- 各行政分野で抱える課題の解決に向けては、市内企業・大学等が有する様々なノウハウや資源を活用することで大きな成果を生み出します。また、その成果について、市内企業・大学等と共有することでさらなる大きな効果をもたらします。
- このようなことから市内企業・大学等と協力・連携しながら市民協働を一層推進していく必要があります。

2 取組内容

- 市内企業・大学等と連携・協力し、課題並びに情報を全庁的に共有します。
- 市内企業・大学等に協働テラスへの参加を呼び掛けるとともに、取組 22 と同様に、団体間の連携のきっかけづくりと情報共有を行います。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■市内企業・学校等との連携に係る情報の全庁共有（毎年度）	（継続実施）	→
	■協働テラスの開催を通じた市内企業・学校等との情報共有（毎年度）	（継続実施）	→

見直し前（現行）

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 8	官民連携の推進

取組 24 オープンデータ化の推進 新規	担当課：全庁（企画政策課）
-----------------------------	---------------

1 現状と課題

- スマートフォン、タブレット端末、SNSの普及等を背景に、多種多様な情報を総合的に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されている中で、特に行政が保有する公共データについては、国民共有の財産であるとの認識に立ち、オープンデータ（10 ページ、※5）として積極的に公開し、利活用を促進していくことが求められています。
- また、2016（平成28）年12月に施行された国の「官民データ活用推進基本法」においては、行政が保有する公共データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう措置を講じることを義務付けるとともに、オープンデータ化にあたっての実務上の指針となる「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等を公表するなど、オープンデータ化に向けた支援を行っています。
- 各行政分野で抱える課題の解決に向けては、市が保有する行政データを積極的に公開し、官民と現状を共有することで、多様な主体によるサービスの提供や連携・協働の推進が期待できることから、本市においても、誰もが利用しやすい形で情報を公開するオープンデータ化を進める必要があります。

2 取組内容

- 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等を参考にして準備を進め、順次、データを公開します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■データの公開に向けた課題整理・準備等	※準備が整ったものから順次公開	→

見直し後

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 8	官民連携の推進

取組 25 オープンデータ化の推進	担当課：全庁（企画政策課）
-------------------	---------------

1 現状と課題

- スマートフォン、タブレット端末、SNSの普及等を背景に、多種多様な情報を総合的に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されている中で、特に行政が保有する公共データについては、国民共有の財産であるとの認識に立ち、オープンデータ（10 ページ、※5）として積極的に公開し、利活用を促進していくことが求められています。
- また、2016（平成28）年12月に施行された国の「官民データ活用推進基本法」においては、行政が保有する公共データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう措置を講じることを義務付けるとともに、オープンデータ化にあたっての実務上の指針となる「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等を公表するなど、オープンデータ化に向けた支援を行っています。
- 各行政分野で抱える課題の解決に向けては、市が保有する行政データを積極的に公開し、官民と現状を共有することで、多様な主体によるサービスの提供や連携・協働の推進が期待できることから、本市においても、誰もが利用しやすい形で情報を公開するオープンデータ化を進める必要があります。

2 取組内容

- 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等を参考にして準備を進め、順次、データを公開します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■データの公開に向けた課題整理・準備等（毎年度） ■準備が整ったものから順次公開（毎年度）	（継続実施）	→